

平成 23 年 10 月 20 日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

会社法制見直しに係る意見の提出について

現在、法制審議会会社法制部会で議論されている会社法制の見直しに関し、銀行界の意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 23 年 10 月 20 日

## 会社法制見直しに係る意見

一般社団法人 全国銀行協会

本意見は、法制審議会会社法制部会において議論されている会社法制の見直しに関し、法制審議会会社法制部会 資料 9～13（以下「部会資料」という。）において示された主要な論点について、主に銀行実務の視点から銀行界の意見を取りまとめたものである。

会社法は、銀行を含むあらゆる企業の活動を規律する基本法であり、わが国経済の健全な発展を支える観点からは、その運用を含め、可能な限り安定的なものであることが望ましい。したがって、同法の見直しに当たっては、慎重に立法事実を見極めるとともに、その影響を十分に精査し、ユーザーである企業の活動、実務面への影響にも十分に配慮しながら、慎重に検討をしていく必要があると考える。

昨年 2 月に会社法制の見直しにかかる諮問がなされてから 1 年半以上が経過しているが、その間に東日本大震災が発生し、復興に向けた足取りを着実なものにする環境整備が求められているところである。足元では急激な円高も進行しており、企業を取り巻く環境は、諮問当時と比べ一段と厳しさを増してきているといえる。銀行業界においても、金融危機の再発防止等の観点から、バーゼル規制を中心とした国際規制強化の動きが進展しており、預金者や株主などの利害関係者への配慮とあわせて国際市場の安定化への貢献が求められている状況にある。

現時点における各論点に対する当協会の意見は、下記のとおりであるが、会社法制の見直しに当たっては、上述の環境変化を十分に考慮していただき、企業の活動が萎縮することなく、日本経済の健全な発展・成長に資する改正となることを切に期待する。

### 記

#### I 企業統治の在り方に関する論点

##### 1. 取締役会の監督機能に関する論点

###### (1) 監査役会設置会社における社外取締役の選任の義務付け（部会資料 9 第 1 1）

社外取締役の選任を義務付けることには、反対する。

## 【理由】

- ・ 企業ごとに組織・体制に適した取締役の構成等を熟慮・検討したうえで、株主に諮ることがコーポレート・ガバナンスの要諦である。そのため的手法は、社外取締役の選任だけでなく、現行の証券取引所の独立役員制度の活用、監査役設置会社における社外監査役の活用、内部統制制度の活用など、多種多様な選択肢がある。社外取締役の選任は、ガバナンス維持・向上の一手法に過ぎず、かつすべての企業に適合的なものであるとは限らない。コーポレート・ガバナンス強化の観点からは、企業に多様な選択肢を持たせ、その中から自社に最適な手法を選択できるかたちとすることが効果的と考えられることから、会社法において社外取締役の選任を義務付けることには反対である。
- ・ 一律に社外取締役の導入を義務付けることは、本来それを必要としない銀行・企業にとっては結果的に経営・管理コストが増大するのみとなり、競争力の低下を招きかねず、実務面における弊害が大きい。加えて、社外取締役の要件の厳格化が同時になされた場合は、要件への適応者を十分に確保できるのかという問題も発生する。仮に新たな要件により、重要な取引先等の関係者が除外されることになると、幅広い取引先を有する金融機関にとっては、資質・能力面を合わせて適格性を有する社外取締役を見つけ出すことは容易ではない。特に、地域金融機関においては、地域経済に精通したうえでの助言機能の発揮が求められるため、融資先である地元の有力企業の役員等が候補者となるケースも多く、その選択を取れないとなると、より深刻な問題となる。
- ・ コーポレート・ガバナンスの向上については、会社法のみで対処することは実効性の観点から限界があると考えられることから、いわゆるソフト・ローを含めたパッケージとしての施策（企業へのインセンティブを含む）を、官民が連携して検討すべきである。

## (2) 社外取締役の要件の見直し（部会資料9 第1 3）

社外取締役の要件を追加することには、反対する。  
ただし、要件を追加する場合は（注2）の社外取締役の要件を、就任前の全期間ではなく、一定期間における会社等との関係によるものとするには、賛成する。

## 【理由】

- ・ 現行の会社法の下にあっても、特定関係事業者の関係者を社外取締役として選任する場合には、その旨を株主総会参考書類に記載して株主に信を問う必要がある

ことから<sup>1</sup>、株主は当該会社のガバナンスの維持・向上という観点から、社外取締役の適性を判断することが可能である。したがって、規律はすでに確保されていることから、新たな要件を追加する必要性はないと考える。

- ・社外取締役の選任においては、一定の社外性は確保しつつも、助言機能、監督機能の観点から、事業への造詣や経営者としての知見・経験を重視しようとする選択肢を株主から奪うべきではない。「親会社等の関係者ではない」「重要な取引先等の関係者でない」などの形式要件を新たに設けると、会社の事業規模が大きければ大きいほど、逆に候補者が限定されてしまうという現象が生じ、特に取引先が多岐に亘る金融機関にとっては、極めて厳しい障壁となる可能性が高い。さらに地域金融機関においては、地域経済に精通し、適切な頻度で監督、助言ができる人材を求めるとすれば、有力な地元企業の役員等が候補者となるため、その選任は一層困難となる。同様に、親会社等の関係者については、業務執行取締役の業務執行に対する監督という観点からは、監督者としてかえって相応しいという判断もあり得る。形式面を重視した要件を追加することは意味がないばかりか、上述のような弊害が大きい。
- ・要件を追加する場合には、社外取締役の適任者が不足している現状に鑑み、社外性の判定期間を限定することは望ましいと考える。ただし、要件を判断する「就任前の一定期間」を例えば10年間とすると、元経営者の知見・経験を活用しようとする場合には、高齢等が理由となり対象者が相当程度限定される可能性がある。したがって、期間については諸外国の事例も参考に「3年程度」とすることが妥当であると考えられる。

## 2. 監査役の監査機能に関する論点

### (1) 社外監査役の要件の見直し（部会資料10 第2 1）

社外監査役の要件を見直すことについては、反対する。ただし要件を追加する場合は、社外性の判定期間の制限には賛成する。

#### 【理由】

- ・「社外取締役の要件見直し」と同様の理由から反対である。
- ・銀行は、再建支援等のために取引先に社外監査役を派遣し、支援の実効性を高めるよう努力しており、「重要な取引先」の要件が新たに定められることになると取引先の再建等が困難となる事態も考えられる。

<sup>1</sup> 施行規則74条

## (2) 監査役の権限（部会資料10 第2 2）

- ① 会計監査人の選解任等に関する議案等および報酬等の決定を監査役（会）の権限とすることには、反対する。
- ② 監査役に、取締役解任の訴えの提起権を付与することには、反対する。

### 【①に関する理由】

- ・ 監査役が業務執行に関与することは、監査役制度の本質と整合的ではないと考える。
- ・ 現行の会社法の下においても、監査役（会）は、会計監査人の選解任等に関する議案等への同意権や議案等への提案権<sup>2</sup>、会計監査人の報酬等に関する同意権<sup>3</sup>を有しており、新たな手当ては不要である。

### 【②に関する理由】

- ・ 現行の会社法の下においても、取締役の違法行為等の是正手段として、監査役による差止請求権<sup>4</sup>や、少数株主による取締役解任の訴えの提起権<sup>5</sup>がすでに存在しており、新たな手当ては不要である。
- ・ さらに、一方的に権利を付与することについては、株主総会により個々に選任されている取締役と監査役のバランスを崩すことにならないかという懸念も惹起させることから、慎重な検討が必要である。

## 3. 資金調達の場合における企業統治の在り方に関する論点

### (1) 第三者割当てによる募集株式発行等（部会資料10 第3 1）

支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等に際して株主総会の決議を要するものとするについては、反対する。

### 【理由】

- ・ 本来、資金調達を実施するか否か、また、どのような形態で行うのかは、定款自治や経営判断に委ねられるべき事項である。また、現行の会社法の下においても、差止請求制度<sup>6</sup>、無効の訴え<sup>7</sup>、発行等不存在確認の訴え<sup>8</sup>等、既存株主を保護する

<sup>2</sup> 法 340 条、344 条

<sup>3</sup> 法 399 条

<sup>4</sup> 法 385 条

<sup>5</sup> 法 854 条

<sup>6</sup> 法 210 条

<sup>7</sup> 法 828 条

<sup>8</sup> 法 829 条

手当ては担保されていることに加え、証券取引所のルールにおいても一定の制限が加えられていることから、会社法においてこれ以上の手当てをする必要はない。

- ・ 特に銀行は、主要株主について規制が課せられており<sup>9</sup>、増資については業法上の配慮を要するという固有の制限がある。その一方で経営の健全性確保の観点から、銀行法等により一定の自己資本の確保が求められており、迅速・機動的、かつ、柔軟な対応が可能な第三者割当てによる株式発行等を活用して資本を増強する事例もある。会社法において株主総会の決議を必要とした場合、資金調達の機動性・柔軟性を削ぐ結果となり、金融機関の健全性の確保に支障をきたすおそれがある。
- ・ 銀行が第三者割当てを行う具体的なケースとしては、国内の経済状況が急変した場合等に危機回避のために大口のスポンサーを探し出して毀損した資本を補充することが想定されるが、このような緊急の事態において必要な資金調達が迅速に行えないとなると、個別行の経営はもとより、本邦の金融システムに深刻な影響を及ぼす可能性も否定できない。当該銀行の株主にとっても、そのような事態を招くことは望ましくないと考えられる。また、銀行の自己資本に関しては、世界的に規制の強化が図られつつあるところ、機動的な資本調達を阻害する規制の導入は、特に主要行に対して国際競争力や格付等の面でも悪影響を与えかねない。

## (2) 株式買取請求制度の創設（部会資料 10 第 3 2(1)）

株式買取請求制度の創設には、その制度設計につき慎重な検討を要する。

### 【理由】

- ・ 発行会社にとって、株式の併合は、通常、株式数を減少させることにより株主管理の合理化を図ること等を目的とするものであり、一部に濫用的な事案があったことを踏まえてすべての株式について法で規制をかけることは、慎重に検討すべきである。特に、買取請求権を株主に認める場合においては、「公正な価格」での買取りや、裁判所の判断に委ねるとの議論もみられるが、これらは、発行会社に過度な手続コストを生じさせるおそれがある。
- ・ 一方、銀行が行う政策投資につき、株主という立場から不当な株式の併合に対する適切な救済手段がなければ投資回収に支障をきたすとの懸念から、提案の制度創設に期待する声もある。
- ・ したがって、提案のような買取請求制度の創設を検討するに当たっては、発行会社における株式併合への過度な規制に対する懸念を踏まえ、制度対象が実務ニーズを

<sup>9</sup> 銀行法 52 条の 9 以下

踏まえた適切な範囲となるよう慎重な検討を期待する。

### (3) 新株予約権無償割当てを用いて行う資金調達（部会資料 10 第 3 4）

新株予約権無償割当てにおける割当通知に関する規律を見直すことには、賛成する。

#### 【理由】

- ・ オファリング期間が長期間となると、行使時の時価が行使価格を下回るリスクが高まり（行使価格の大幅なディスカウントが必要となり）、不行使新株予約権の引受リスクも高まることから、現行制度上では、ライツ・イシューは機動的な資金調達手段としての実効性に乏しく、期間短縮は必須である（現状、欧州の事例と比較し約 2.5 倍の期間を要している）。
- ・ 株式の公募増資に際して、増資発表前にヘッジファンドが大量に空売りしたうえで、増資で取得した安値の新株で貸株を返済することにより利益を得る事例がインサイダー取引との関連で問題視されているが、ライツ・イシューであれば無償割当先が既存株主に限定されることから、不公正取引排除の観点からも積極的な活用が期待できる。
- ・ なお、規律の見直しに当たっては、ライツ・イシューの実効性を担保するために、外国居住株主による新株予約権の行使を制限することが株主平等原則に反しないことについて、立法等により明確化することが必要であることから、引き続き検討をお願いしたい（外国居住株主による新株予約権の行使を制限することができない場合には、当該居住国における公募規制(当局への登録/届出義務等)が適用されるおそれがあるため、本邦発行体によるライツ・イシューの利用促進が妨げられる）。

## II 親子会社に関する規律に関する論点

### 1. 親会社株主の保護に関する論点

#### (1) 多重代表訴訟の制度創設（部会資料 11 第 1 1）

親会社株主が子会社取締役に対して株主代表訴訟（多重代表訴訟）を提起することを認める制度を創設することには、反対する。

#### 【理由】

- ・ 多重代表訴訟制度を創設する理由として、現行の会社法の下では、子会社取締役が親会社株主による株主代表訴訟の被告とならないため、株主代表訴訟を通じた子会社取締役の任務懈怠の抑止が十分に働かない場合が生じ得ることが挙げられ

ている。たしかに、そのようなケースは観念的には想定されるものの、現実には、親会社や親会社役員による適切な監督により、現行法でも十分に対応できると考えられる。

- 例えば、親会社は、子会社の株主の立場から子会社を間接的に監督し、必要に応じて子会社役員の実任を追究している（解任、更迭、報酬の減額、損失の補填等を含む）。同様に親会社取締役は、子会社役員の実任追究の可否に係る判断について善管注意義務を負っているため、親会社からの責任追究が疎かになる状況にはなく、仮に親会社取締役の判断が不適切である場合は、当該親会社取締役に対して責任を追究することで足りる。
- 特に銀行は、銀行法において、銀行持株会社による子銀行の健全かつ適切な業務運営の確保が義務づけられており<sup>10</sup>、監督当局による厳格な監督も実施されている。また、親会社銀行ないし銀行持株会社の役員については、銀行法等において、子会社の管理を含めた経営上の責任が明確となっている。
- 仮に、多重代表訴訟を創設した場合、国内外において濫訴の危険が高まることか否定できず、その結果、企業集団の形成を阻害することとなり、企業の効率的経営に支障をきたし、わが国企業の国際競争力に著しい影響を与えるおそれがある。また、多重代表訴訟制度が導入されると子会社の内部統制の構築に係る主たる対外的責任が、実質的に親会社取締役から子会社取締役に移ることになる。そのため、親会社取締役が担うべき内部統制構築責任が形骸化し、制度が機能不全に陥る可能性があることから、会社法施行規則 100 条 1 項 5 号および金融商品取引法第 24 条の 4 の 4（内部統制報告書制度）との関係でも重大な問題がある。
- 加えて、銀行および銀行持株会社は、銀行法により、顧客（＝預金者）保護を重視した態勢整備を求められているなか、親会社株主が銀行（持株会社）経営者の経営判断を超えて、子会社経営者を訴えることが適切かという問題がある。親会社株主が、銀行自体の業務の健全かつ適切な運営の確保を求める銀行法の規制趣旨と異なる考量において多重代表訴訟に及ぶようなこととなれば、銀行経営が著しく不安定なものとなり、公益に大きな影響を与えかねない。
- 実務面を考えると、子会社の役員には親会社の一従業員が兼務しているケースも多い。銀行においては、業法上の要請からも子会社形態で取り組んでいる事業も多く、子会社も多数存在しており、同様に親会社従業員が子会社の役員を兼務しているケースが多い。その場合、一従業員が親会社株主から提訴されるということになり、被告となった場合の心理的な負担、役員賠償責任保険への加入、役員

---

<sup>10</sup> 銀行法第 52 条の 21



としての教育といった経済的な負担が発生するほか、企業活動が萎縮するおそれがある。

- ・ また、海外現地法人の取締役・監査役の取扱い、親会社の実損が生じてない場合の取扱い、企業の国際競争力の維持の観点から諸外国の制度との比較等、制度の創設に当たっては慎重に議論すべき要件が多々存在する。

## (2) 子会社に関する意思決定への親会社株主の関与等（部会資料11 第1 2）

親会社が重要な子会社の株式を譲渡しようとする場合に、親会社株主総会の承認を受けなければならないことについては、反対する。

同様に、子会社が組織再編を行う場合等の一定の意思決定をする場合に親会社株主総会の承認を受けなければならない規定を設けることにも、反対する。

### 【理由】

- ・ 子会社に関する重要な意思決定に対し、親会社株主が関与できないという懸念に対しては、親会社株主への情報公開の充実や親会社経営者による説明責任を追及することで対応することが現実的であり、かつ十分と考える。例えば、親会社の株主総会において子会社の重要事項を説明することも可能であり、実際に現行の実務でも行われている。また、必要に応じて、子会社の取締役が親会社の株主総会に出席し、親会社株主からの質疑に直接対応するなど、柔軟かつ株主ニーズに応えるかたちでの対応も考えられる。
- ・ グループ経営を行っている企業にとって、グループ経営に関する機動的かつ迅速な意思決定は不可欠であるが、本制度が導入された場合、その機動性・迅速性が大きく損なわれる可能性がある。
- ・ 臨時株主総会を開催するとなると、株主数の多い主要行のケースでは、2か月程度の準備期間と、数億円規模の運営費用が必要になることから、物理的・経済的な負担も大きい。
- ・ また、グループ内の子会社組成やその組換えなどは、グループ経営戦略において中核をなす重要戦略であり、子会社株式の譲渡、グループ内組織再編等は、経営のプロフェッショナルである親会社経営陣の判断に委ねるべき事項である。当該判断から生じた組織再編を含めた企業業績全体の責任については、現在でも、親会社株主総会において、親会社の取締役の責任追及や選解任を通じて問われているものとする。

## 2. 子会社少数株主・債権者の保護に関する論点

### (1) 子会社少数株主の保護（部会資料 11 第 2 1）

子会社に損害が生じた場合に、親会社の子会社に対して損害賠償責任を負う旨の明文の規定を設けることは、反対する。

#### 【理由】

- ・ 現行の会社法の下でも十分な対応ができること、また親会社と子会社との利益が相反する取引等については、必要な規制がかけられており、さらに、新たな規定を設けなければならない立法事実や保護法益も見当たらないことから、反対である。
- ・ 子会社の少数株主は、親会社の議決権行使によって著しく不当な決議がなされたときには、株主総会決議取消しの訴えをもって請求することができる<sup>11</sup>。また、親会社が影響力を行使し子会社の取締役が法令定款違反等の行為を行い会社に著しい損害を与えるおそれがある場合は、違法行為差止請求訴訟<sup>12</sup>、役員解任請求訴訟<sup>13</sup>を行うことができる。このうえさらに少数株主を保護し、親会社の責任を加重する必要性は感じられず、かえって、株主の平等を損なうおそれがある。
- ・ 親子会社間における取引については、税法の独立当事者間取引基準、銀行法のアームズレングスルールのような規制があり、上場子会社については、支配株主との重要な取引等を行う場合には当該上場子会社の少数株主にとって不利益でないことについて第三者の意見を入手すること等が義務付けられているほか、親会社からの独立性の確保の状況について毎年開示が求められている<sup>14</sup>。さらに、会計監査の対象になっている関連当事者取引開示など、種々の開示規制があることから、親子会社間での異例な取引は抑制されている<sup>15</sup>。
- ・ そもそも親会社に少数株主と異なる義務（責務）を課すことは、株主の有限責任という会社法の大原則の例外となる。また、取引で損害が生じた場合に損害を与えた側が損害賠償責任を負うことは、私法上の規律でカバーされていることから、さらに会社法で規律する必要はないと考える。

---

<sup>11</sup> 法 831 条

<sup>12</sup> 法 360 条

<sup>13</sup> 法 854 条

<sup>14</sup> 東京証券取引所有価証券上場規定 411 条の 2、411 条

<sup>15</sup> 会社計算規則 112 条、連結財務諸表規則 15 条の 4 の 2、企業内容等の開示に関する内閣府令 2 号様式記載上の注意 (57)「コーポレート・ガバナンスの状況」、東京証券取引所有価証券上場規程 411 条 1 項、204 条 12 項 1 号、211 条 12 項 1 号、419 条

## (2) 子会社債権者の保護（部会資料 11 第 2 2）

子会社債権者に対する親会社の責任の在り方について、見直しを要する事項はない。

### 【理由】

- ・ 金融機関として債権者の保護には関心を有するものの、現時点において特に問題事例が顕著であるという事実はない。

## 3. 組織再編における少数株主の救済方法に関する論点

### (1) 株式買取請求制度（部会資料 12 第 4 1）

株式買取請求制度の整備には、総論としては賛成。  
具体的な手続きが定められた時点で、実務面で対応が可能かどうかの検証は必要。

### (2) 組織再編に係る差止請求制度（部会資料 12 第 4 2）

略式組織再編以外の組織再編について、差止請求制度を設けることには、反対する。

### 【理由】

- ・ 差止請求の導入は企業活動を萎縮させ、かつ制度設計次第では、グリーンメーラー等により濫用されるおそれがあり、円滑な組織再編の障害となる可能性がある。組織再編については、基本的に議決権によって決すべきであり、対価が問題となる場合は、差止めではなく、事後的な対価決定申立制度で対処すべきと考える。

## 4. 組織再編の手続に関する論点

### (1) 会社分割に関する規律（部会資料 12 第 5 1）

- ① 詐害的な会社分割における債権者の保護を図るために新たな規定を設けることには、賛成する。  
また、責任の限度額および存続期間については、対象となる債務の消長に合わせればよく、特に定めは不要と考える。  
その他の債権者の保護の在り方については、新設分割の承継の対象とされなかった分割会社の債権者は新設分割に異議を述べるできないとしている条項（法 810 条 1 項 2 号）を改正して、異議を述べることを認めてはどうか。
- ② 会社分割後吸収分割会社または新設分割会社に対して債務の履行を請求することができない同社の債権者を保護する観点から、分割会社は、承継債権者に対する各別の催告を省略することができないものとするには、賛成する。

### 【①に関する理由】

- ・ 吸収分割承継会社または新設分割設立会社に承継されない債務について、当該債務の債権者が、吸収分割会社または新設分割会社に対してだけでなく、吸収分割承継会社または申請分割設立会社に対しても、履行を請求することが認められるべき事例は少なくないことから、会社法上、債権者保護を図るための規定を設けることには賛成する。
- ・ ただし、債権者を害する懸念のない通常の企業再編の場面において、会社分割が利用される場合、既存債務を吸収分割承継会社（新設分割設立会社）と吸収分割会社（新設分割会社）にどのように負担させるかは、経営戦略そのものともいえることから、効率的な会社分割の利用を妨げることのないよう、会社分割制度に与える萎縮効果についても一定の配慮を要する。
- ・ なお、提案の「債権者を害することを知って」との要件では、現状問題となっている場面に十分に対処できないことが懸念され、具体的要件の追加や吸収分割会社・新設分割会社と吸収分割承継会社・新設分割設立会社との連帯債務とすることなども検討すべきとの指摘もある。加えて、本規定を設けた場合であっても、民法上の詐害行為取消権の適用範囲を制限することがないようにするべきであり、具体的な制度設計については、提案内容にとどまらず、民法改正の動向を考慮に入れつつ、慎重な検討が必要である。

### 【②に関する理由】

- ・ 現行の会社法の下では、分割会社の対象が「事業」であることを要件としていないため、分割会社の債務だけが承継会社等に承継されるおそれがあることから、承継債権者を保護する観点から、本来、各別の催告は省略すべきではない。電子公告の導入と使い勝手の改善等により、従前に比べ公示機能が向上していることは確かであるが、債権者が日々能動的にチェックを行わなければならない事態は改善されていない。

## Ⅲ 会社法制の見直しに関するその他の論点

### 1. 金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使に関する論点（部会資料 13 第1）

金融商品取引法上の規制に違反した者による株主総会での議決権行使を認めないものとする制度を創設することについては、趣旨は理解するものの、実務的な観点から慎重な検討を要する。

**【理由】**

- ・ 制度の創設により、株主総会における「総株主の議決権の数」が確定しないこととなると、議案の成否に影響を及ぼし、総会運営が不安定となる。したがって、違反者の扱いについては慎重に検討する必要があるとともに、常に株主の状況を把握できるような仕組みを整えることが先決であると考える。

**2. 株主名簿の閲覧等請求の拒絶理由に関する論点（部会資料 13 第 2）**

会社法第 125 条第 3 項 3 号を削除することには、反対する。また、その他（議事録・計算書類等）の閲覧請求にも、125 条と同様の制限を設けるべきである。

**【理由】**

- ・ 株主名簿は、銀行取引先との取引振りを推し量る情報源ともなりえることから、競争者が適正な目的以外に情報開示を求めることによる悪影響が懸念される。また、株主名簿以外の書類等についても、濫用的閲覧請求がなされるおそれがあることから、それら書類等について同様の拒否事由が規定されていないことは問題と考える。

以 上